

自賠法施行令別表第二の後遺障害等級表の改正について

平成 17 年 1 月

自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令について

平成17年1月 国土交通省自動車交通局

1. 背景

自動車損害賠償保障法施行令（以下「自賠法施行令」という。）の後遺障害等級表は、従来より、労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災規則」という。）の後遺障害等級表に準拠しているところ。

昨年5月、厚生労働省の労働政策審議会において、労災規則の後遺障害等級表の変更を内容とする答申が行われたことを受けて、当局においても改正の見直し検討を行った結果、改正の必要があると考えたため、自賠法施行令を改正することとした。

2. 改正内容

手指の亡失等に係る評価について、ひとさし指は、手の機能の中で親指に次いで重要な役割を果たす指として評価されてきたところ、近年の医学的評価においてひとさし指を亡失してもなか指がその機能を代替できることが分かったことから、現行の等級より下げることとした。一方、小指については、握る機能の重要性が医学的に高く評価されてきたことから、現行の等級よりも上げることとした。

また、眼球の運動障害に係る評価について、現代の日常生活において対象物を凝視して作業等を行うことが多くなってきたことに鑑み、眼球の運動障害の一形態である「複視」（ものが二重に見えてしまう後遺障害）の適切な評価をするため、新たに等級を設けることとした。

3. 施行日

平成16年10月15日 公布・施行済み